

文化審議会著作権分科会
過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会
第 5 回（2008 年 8 月 27 日）説明資料

音楽出版社が音楽の著作物の創作と利用開発に果たす役割について

社団法人音楽出版社協会会長
株式会社フジパシフィック音楽出版代表取締役会長
朝 妻 一 郎

1. 世界標準採用は知的財産立国の最低条件

- ・ 知的財産立国
国際社会での主要な競争相手である米国、EU などと対等な立場に立つ最低限のルール。
- ・ 世界標準としての 70 年
米国、EU 諸国、ブラジルなど中南米諸国、ロシア、オーストラリア、イスラエル、トルコなどわが国と文化交流が行われている多くの国で実施。
- ・ EC の提案
①レコード製作者、実演家の権利を公表後 50 年間から 95 年間へ延長、②作詞家、作曲家を問わずその楽曲の関係著作者のうち最後に亡くなった作家の死後 70 年間著作権を保護—の 2 点を欧州議会（EP）に提議。
- ・ 「文化産業」という視点
音楽市場の縮小により、新人に投資するために必要な収入を確保するのが難しくなっている現実を踏まえ、保護期間延長により新人への投資にあてる収入増加を図る。

2. 音楽出版社が音楽の著作物の創作と利用開発・流通促進に果たす役割

- ・ 音楽出版社の主要業務
音楽をできるだけ多く、広く使われるようにプロモートする。
- ・ スタンダード楽曲
たとえば「ホワイト・クリスマス」のような毎年世界中で数多く演奏され、コンスタントに使用料を生み出し続ける楽曲。
- ・ 音楽出版社の役割
音楽を作るのは作詞家、作曲家、ヒットさせスタンダードを作るのは音楽出版社の役割。

- 次のスタンダード楽曲への投資
作詞家、作曲家の発掘・育成、作品発表の場の提供、原版制作を行い、市場に送り出す。そして、さまざまなメディアに接触、売り込み、組み合わせてヒットさせる。
- かけがえのない作品のための保護期間
著作者の死後 50 年、70 年歌い続けられる作品はかけがえのない傑作、文化遺産。これらの作品のためにこそ著作権保護期間はある。
- 音楽出版社が行う再開発
音楽出版社が存在する音楽の分野では、保護期間が長いほど、作品が使われる可能性が高まる。ある作品を時間を越え、空間を越え、まったく別の歌手・実演家によって甦らせる作業。
- 保護期間を過ぎると利益は生じない
音楽出版社は、保護期間内だからこそその役割を果たすことができる。音楽出版社は、忘れられた作品でも、その時代にあっていると思えば、アレンジを変え、歌手を変え、適切なメディアを選び、送り出す。しかし、保護期間終了とともに、使用者自身が探し出さない限り作品は忘れられたままになる。

3. 外国の著作権を取得しても日本で利益を得られないビジネス上の不公平

- 外国の著作権を保有するビジネス
外国のスタンダード楽曲の著作権を著作権存続期間保有。しかし、日本では海外より 20 年短い期間しか収益を生まない。
- 音楽出版カタログの売買
音楽の使われ方が広がるとともに拡大する音楽出版カタログの財産価値。その争奪戦でも不利な立場に。